

SHAKAIHOKEN Gifu

社会保険

ぎふ

健康で安心できる暮らしのために…

2024. 2

令和6年 2-3月

- 協会けんぽの健診のお知らせ
- 退職後の健康保険について
- 「130万円の壁」への対応について
- 申請書等の提出先一覧



オディロン・ルドン《アポロンの戦車》(岐阜県美術館 所蔵名品[®])

発行／一般財団法人岐阜県社会保険協会

ホームページからも「社会保険ぎふ」がご覧いただけます。<https://www.gishakyo.or.jp/>

■日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> ■全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

事業所内で
回覧
しましょう

協会けんぽの健診のお知らせ

生活習慣病予防健診のススメ

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者(ご本人)様向けに「生活習慣病予防健診」を実施しています。

●健診内容や費用について

年に1度の定期健康診断
一人当たり
7,000~10,000円程度の
費用がかかっていませんか？



生活習慣病予防健診
に切り替えれば、
自己負担額
最高 **5,282円**(一般健診)

生活習慣病予防
健診なら
費用負担軽減!

また、生活習慣病予防健診は、定期健康診断の代わりになるだけでなく、**がん検診もセット**になってお得です!

生活習慣病予防健診なら
がん検診もセット!

検査項目	生活習慣病予防健診	定期健康診断
労働安全衛生法上の 定期健康診断項目	○	○
胃がん検診	○	×
大腸がん検診	○	×
費用	最高 5,282円	7,000~10,000円* 程度

*一般的な費用

●令和6年度から付加健診の対象年齢を拡大します。

付加健診 最高2,689円の追加費用で、一般健診に検査項目(腹部超音波検査や肺機能検査等)を増やして受診することができる健診です。

対象年齢 令和5年度まで「40歳、50歳」 → 令和6年度から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」



**生活習慣病予防健診を利用して、
従業員様の福利厚生を充実させませんか？**

※詳細は、協会けんぽホームページや3月下旬に
お送りするご案内をご確認ください。

[詳しくはこちら](#)



【生活習慣病予防健診に関するお問合せ先】

協会けんぽ岐阜支部 保健グループ ☎058-255-5155 (自動音声案内③)



全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

〒500-8667

岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

☎058-255-5155(代表)

電話 8:30~17:15
受付時間 (土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽ 岐阜

検索

ご存じですか？

平日19時まで診療している医療機関でも、
18時以降の受診には
500円の割増料金が
かかります。

[詳しくはこちら](#)



最新情報をお知らせします!

メルマガ会員
になりました



STEP 1 在職時の保険証は必ず事業所へ返却しましょう

- ・在職時の保険証を**使用できるのは「退職日まで」**(※)です。
- ・扶養家族の保険証も含めて事業所に返却してください。
- ・事務で担当者様は、退職された従業員様から**確実に保険証を回収**してください。

※誤って退職日の翌日以降に使用すると、かかった医療費を後で返していただくことになります。



STEP 2 次に加入する健康保険の手続きをしましょう

- ・下表を参考に次に加入する健康保険を選びましょう。
- ・事務で担当者様は、従業員様が次の健康保険の加入手続きをスムーズに進められるよう、「被保険者資格喪失届」の早期提出および退職証明書の交付をお願いします。



	① 協会けんぽの任意継続	② 国民健康保険	③ ご家族の健康保険の被扶養者
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合20日以内必着) 	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ「資格取得申出書」を提出	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	下記参照	前年の所得などにより決定(離職理由により保険料が軽減される場合があります)	被扶養者の負担はなし

任意継続の1か月の保険料

退職時の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の健康保険料率

上限30万円

40~64歳の方は介護保険料が上乗せ

【任意継続保険に関するお問合せ先】

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎058-255-5155 (自動音声案内①)

マイナンバーカードの保険証利用で便利に!

- ★自身の健診結果やお薬の情報が閲覧でき、医師等と共有することで、より良い医療が受けられる。
- ★医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要になる。
- ★転職や就職後の**保険証の切り替えが不要**になる。

メリットがあります



※利用にはマイナポータルでの申込が必要です。

マイナポータル
についてはこちらから



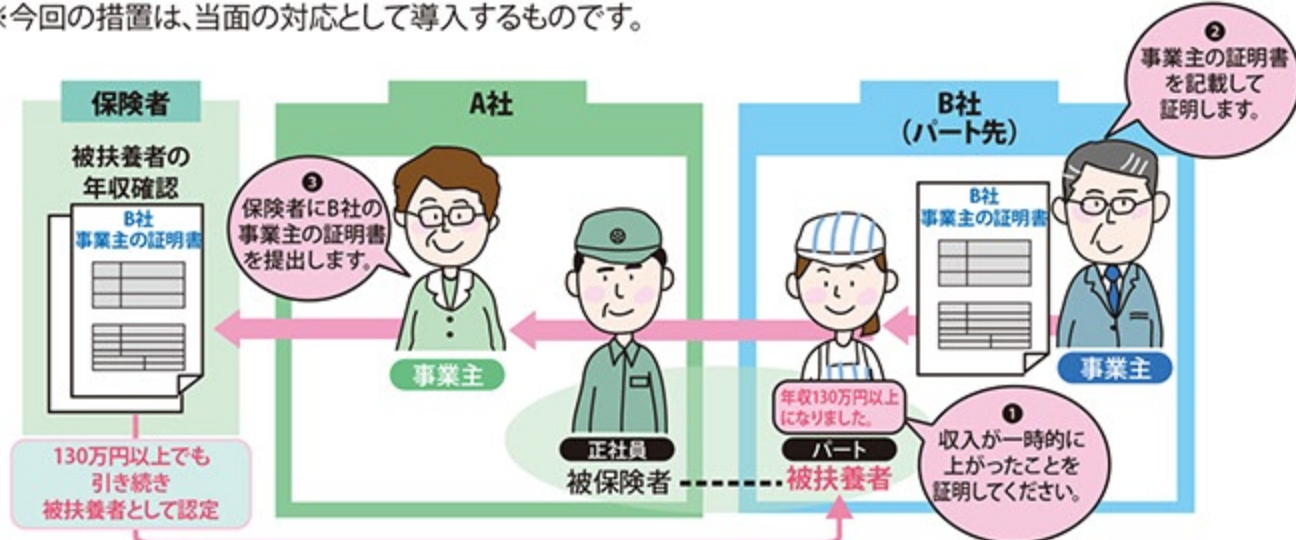
「130万円の壁」への対応について

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

社会保険の被扶養者となっている方が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能**となる対応をします。

扶養に入りながら働いている方を雇用している事業主の方は、従業員から収入が一時的に上がったことの証明を求められた場合は、**事業主証明書記載の留意事項をご確認いただき、証明をしていただくこと**で、従業員が引き続き扶養に入り続けることが可能となります。

なお、新たに被扶養者として認定を受ける際は、「被扶養者(異動)届」に添付し、提出してください。
※今回の措置は、当面の対応として導入するものです。



被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。
※2 60歳以上の者又は昭和57年5月31日以前に厚生労働省の定める労働時間延長等に関する措置については、130万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】	
提出年月日 ^{※3}	令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏名 被保険者等記号・番号
被扶養者	(フリガナ) 氏名 被保険者等記号・番号

※3 被保険者の事業所や保険者(健康保険組合等)に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】	
事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者(健康保険組合等)に提出する書類となります。
※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書の添付書類を求められる場合があります。

▼事業主証明書記載の留意事項

1. 従業員の方の記載欄

被保険者(厚生年金保険・健康保険に加入されている方)の氏名、被保険者等記号・番号と被扶養者(被保険者の配偶者等)の氏名、被保険者等記号・番号を記載ください。
なお、認定の際に日本年金機構に提出する場合は、被保険者等記号・番号の記載は不要です。

2. 事業主の方の記載欄

被扶養者の方が働いている事業所の所在地とその名称を記載してください。

この様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると、国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより手取り収入が減ってしまうため、人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している。

もっと働いて
もらいたいの
ですけど・・・



時間調整して
年収130万円
までにします。

Q1 事業主の証明書はいつ、どこに提出するのですか？

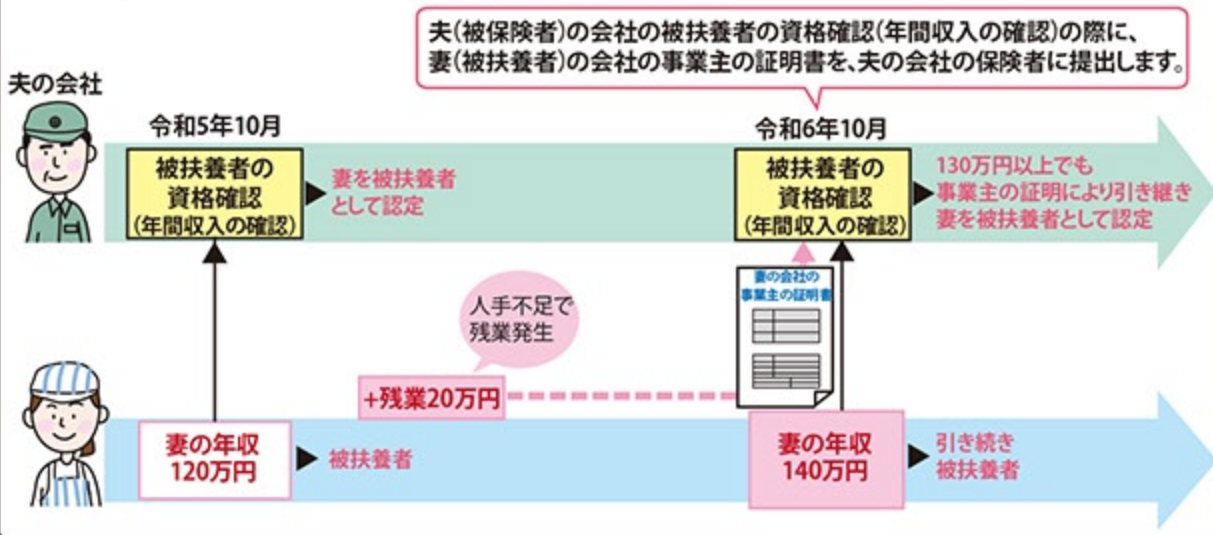
A1 被扶養者の方について新たに認定を受ける際、又は健康保険組合等の保険者が被扶養者の資格確認を行う際に、被扶養者の年間収入の確認が行われますので、一時的な収入変動により扶養認定基準を超える場合、被扶養者の**事業主の証明書**を被保険者の会社を通じて保険者に提出してください。

なお、被扶養者の事業主の証明書は、各保険者の被扶養者の資格確認(年間収入の確認)のタイミングに合わせて取得し、通常提出を求められる書類と併せて提出してください。

いつ、どこに
提出するの
???

事業主の証明書

例 夫に扶養されている毎月10万円で働くパートの方(妻)が
残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



Q2 どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか？

A2 一時的な収入変動に該当する主なケースとしては・・・

- 当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - 当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
 - 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- などが想定されます。

*基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

一時的な収入
変動って
???



▼ご不明な点がある場合は

「年収の壁突破・総合相談窓口」にご相談ください。 ☎ 0120-030-045

【電話受付時間】 平日 8:30~18:15 / 土・日・祝日 年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません

年収の壁に関する
厚生労働省HPはこちら
→



健康保険・厚生年金保険

ご提出は
郵送で!!



申請書等の提出先一覧

届出には便利な
電子申請を
ご利用ください

健康保険の給付や任意継続等 に関する手続

健康保険・厚生年金保険への加入等 に関する手続

従業員の採用

- 被保険者資格取得届

変更・訂正

- 健康保険被扶養者(異動)届/
国民年金第3号被保険者関係届

再交付

- 被保険者住所変更届(*)
- 被保険者氏名変更(訂正)届(*)
- 被保険者生年月日訂正届
- (*)原則として70歳未満の方は個人番号を届けていただく
ことで届出省略

給与・賞与

- 基礎年金番号通知書再交付申請書

病気・ケガ・入院等

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

出産・育児休業

- 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
- 厚生年金保険
養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

健康診査

- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被保険者証回収不能届

退職・死亡等

退職後の保険 (任意継続)

- 適用事業所名称/所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

事業所に関するもの

- 健康保険被保険者証再交付申請書
- 健康保険高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金
内払金支払依頼書・差額申請書

- 特定健康診査受診券(セット券)申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

郵送

郵送

全国健康保険協会(協会けんぽ) 岐阜支部

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階

ホームページアドレス

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 岐阜

検索

郵送による提出をお願いしております。
ご不明な点は、協会けんぽ岐阜支部に電話でお尋ねください。

お問合せ先

協会けんぽ岐阜支部
☎058-255-5155

日本年金機構 名古屋広域事務センター

〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル

ホームページアドレス

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

郵送により受け付けております。窓口受付は行っていません。
ご不明な点は、ねんきん加入者ダイヤルに電話でお尋ねください。

お問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-007-123

*申請書等は、日本年金機構のホームページ、全国健康保険協会(協会けんぽ)のホームページよりそれぞれダウンロードしていただけます。

お知らせ

年金事務所が実施する事業所調査に関すること、
保険料額の確認及び保険料の納付に関することは、
管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※岐阜南年金事務所の適用・徴収業務は、岐阜北年金事務所に移管・集約されました。

岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364
多治見年金事務所 ☎0572-22-0255
大垣年金事務所 ☎0584-78-5166
美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
高山年金事務所 ☎0577-32-6111

Afro Japan 合同会社



■本社：岐阜市宇佐南2-11-5
 ■設立：2015年 1937(昭和12)年創業
 ■従業員数：6人
 ■事業：鍼灸マッサージ治療院「SaMメディック」と美容 ダイエット痩身サロン「こじりchan」、健康経営・企業健康コンサルティング「グッドオフィス」、通信販売「院長のオススメShop」を運営。



上)遠方から通う患者様も多い評判の鍼灸マッサージ治療院「SaMメディック」
 下)食育やコミュニケーションを高める効果もあるランチミーティングの様子

「目の前のひとりの笑顔が輝く未来づくり」を企業理念に、心身の健康を創造・提供する事業で、家庭・近隣企業・地域に貢献!

四代に渡り積み重ねてきた技により、痛みや病に振り回されない身体(人生)へと導く鍼灸マッサージ治療院「SaMメディック」と美容サロン、2018年から健康経営に関するサポート推進事業と健康食品等のECサイトも運営しているAfro Japan合同会社。

企業理念「目の前のひとりの笑顔が輝く未来づくり」のもと、健康創造事業者であり小規模事業所ならではの柔軟できめ細かい健康経営を実践。2020年から毎年ぎふ健康経営認定事業所に認定され、2022/23年は健康経営優良法人2023 プライム500に認定されています。

●代表の山田 晃三様にお話を聞きました

●健康経営推進の理念は?

従業員とその家族が健康で幸せになる取り組みが、業績向上・事業の発展に。健康を創造・提供・促進する事業者である弊社にとって、まず従業員とその家族が心身健康で幸せであることが必要だと考えて実践してきました。実際に、健康経営の推進が、事業の発展と業績向上につながっていると実感しています。今後は、弊社のノウハウを近隣企業様、また同業者の後継者問題の改善にもつながるよう取り組んでいきたいと考えています。

●具体的な取り組みは?

「食」「生活習慣」「心」を整える習慣づくり、自己啓発活動、働きやすい環境づくりを無理なく丁寧に継続する。

未来を担う、子育て世代・女性・鍼灸師の国家資格をもった若い従業員が、それぞれに成長を感じながら気持ちよく働き収入を得られる環境を整えることに注力。

「病気になるらないため、現状の『食事』『生活習慣』を受け入れ、できるところから改善し『心』を整えていくことが大切」「例えば病気になってもその機会を活かすこと」を患者様に伝えると同時に、常に従業員とも共有する。また、自己啓発活動を無理なく継続。従業員からの提案は柔軟に対応して、働き方や働く環境を改善。従業員が成長することで、人間関係も家庭もより円満になり、仕事にも集中できる良い循環が生まれる。→従業員の満足度も意識も高まり、よりよい仕事をするのでお客様に喜ばれ、さらに従業員のモチベーションが上がる。

◆自己啓発活動(就業時間内)

- ・勉強会:「成長が幸せにつながる」「お互いに磨きあい、人間力を高める」の理念のもと毎週開催 例)読んだ本の感想を発表するなど
- ・常に企業理念「目の前のひとりの笑顔が輝く未来づくり」を共有

◆コミュニケーション推進・食育

- ・ランチミーティング:食育、通販商品の販促も含め、おいしく楽しいランチタイムを実施

◆働きやすい環境づくり*子育て世代・女性が多い

- ・シフト変更や休暇取得は「お互い様・支え合い」の精神で従業員間で相談・納得して決める
- ・カンガルー(子ども同伴)出勤OK ・残業なし

◆人手不足対策

- ・独自の「DDDサポート制度(だれもが、どんなときも、できる働き方)」を実施→患者様が空いた時間に働いてもらい利用料金に還元する

◆予防と早期発見・健康促進

- ・定期健康診断受診率100%
- ・患者様とのやりとりから予防や早期発見の情報を共有→健康への意識・知識を高める
- ・患者様と一緒にウォーキング(10回/年)

「総合労働相談所」「労働紛争解決センター」のご利用を

●総合労働相談所

当所では、職場のトラブルや労働問題等、人事労務管理全般について、労働者、経営者の方々からご相談をお受けします。経験豊かな社会保険労務士が秘密厳守で対応し、無料(電話・対面いずれも)で行っています(面談はご予約ください)。

【相談日・時間帯】月・水・金 13:00~17:00
 (祝日・お盆・年末年始を除く)

●社労士会労働紛争解決センター岐阜

経営者と個々の労働者の間で発生するトラブル(個別労働関係紛争)において、当事者双方の話し合いによる「あっせん」という手続きで、円満な解決を図ります。特定社会保険労務士の専門知識を活用し、簡単な手続きで、迅速・円満・公平に解決することを目的としており、労使双方から、無料で申立てできます。

●両所ともお問合せはこちらまで… ☎ 058-272-2470

岐阜県社会保険労務士会ホームページを参照ください。

岐阜県社会保険労務士会

検索

岐阜県社会保険労務士会 〒500-8382 岐阜市荻田東2-11-11

岐阜県の企業が設立した財団法人③

公益財団法人

十六地域振興財団



十六地域振興財団(理事長 村瀬幸雄)は、1997年十六銀行創立120周年記念事業として設立され、2009年公益財団法人に移行、岐阜県および愛知県で活動しています。当財団は、地域の皆さまの地域活性化活動に資金助成する「地域活性化支援事業」、岐阜・愛知出身者で大学に進学する学生への「奨学金給付事業」、豊かで潤いのある生活や活力ある地域社会の実現に寄与する「芸術・文化の振興及び支援活動事業」の3つの公益目的事業を実施しています。

十六地域振興財団は、地域の活性化活動に携わる皆さまや学業に努力している皆さまを支援するとともに、質の高い音楽芸術を提供するという私共の事業が、微力ながらも地域に元気を与え、地域経済、社会や文化等の発展に少しでもお役に立つことができれば幸いです。

十六地域振興財団の事業

1 地域活性化支援事業

岐阜・愛知県における地方公共団体または公共の団体が主催・後援または協賛する地域活性化活動を支援しています。



ぎふ長良川の鶴岡おもてなしSDGs未来事業に寄贈(柴橋市長・村瀬理事長)

2 奨学金給付事業

(経済的理由でゆとりある修学が困難な大学生)
【年額40万円×4年間/1学年10名程度】

これからの岐阜・愛知県を担っていく若者の教育機会を経済的側面から支援しています。



奨学生決定証書授与式(集合写真)

3 芸術・文化の振興及び支援活動事業

豊かで潤いのある生活や活力ある地域社会の実現に寄与するため、地域の皆さまに優れた音楽を提供しています。



4 音楽施設の貸与事業(収益事業)

地域の皆さまに芸術文化活動の発表の場を提供するため、プロ演奏家からも「音響が素晴らしい」と好評の本格的音楽ホール「クララザールじゅうろく音楽堂」を貸出しています。

- クララザール概要
- 客席：108席、奥行15m、幅10m、楽屋2室
- ピアノ：スタインウェイ D274設置



●お問い合わせ先
〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店ビル内
TEL 080-4876-2241 ・月～金/9:00～17:00(祝・休日および12/31～1/3を除く)

詳しくは、ホームページでご確認ください。
<https://www.juroku.co.jp/j-zaldan/>

